

新しい住居表示のお知らせ (手続きのしおり)

令和4年10月11日から
あなたの住所の表示が変わります



厚木市マスコットキャラクター

あゆま回ちゃん

住居表示についてのお問い合わせは

厚木市 まちづくり計画部 まちづくり指導課

電話 046-225-2420 (直通)

ホームページ [厚木市住居表示](#) [検索](#)

はじめに

現在、飯山地区では住所を表すのに字名と地番を用いています。

この「地番」は、もともと住所を表すために付けられたものではなく、土地の管理のために付けられた番号です。そのため、地番は家ごとに順序良く付けられてはおらず、1つの地番に多数の家があったり、分合筆により欠番が生じていたり、順序もバラバラになっているなど、複雑でわかりにくい状態になっています。

そこで、住所の表示を分かりやすいものにするため、みなさまがお住まいの飯山地区で、住居表示を実施することになりました。

実施日（令和4年10月11日）以降、住所や事業所の所在地の表示は、お届けした住居番号設定通知書に記載の**新しい表示を使用**することになります。

住所の変更にあたっては、できるだけみなさまの御負担がないよう、関係機関等と調整しておりますが、お手持ちの各種書類の住所等、みなさまにお手続をいただくものもありますので、お手数をおかけしますが、この冊子を御覧のうえ、必要な手続を行っていただくようお願いいたします。



目次

はじめに	1
今回お届けしたもの	2
住居表示実施区域と新しい町名	3
住居表示のしくみ	4
新しい住所等の表し方	5
新しい郵便番号／住居表示のお知らせ用はがきについて	6
実施後の手続…市役所が書き換えるもの	7
実施後の手続…国・関係機関が書き換えるもの	9
実施後の手続…みなさまに手続していただく主なもの	10
運転免許証の住所・本籍の変更について	22
不動産登記申請手続について	24
住居表示の効果を高めるために	29
関係行政機関位置図	30

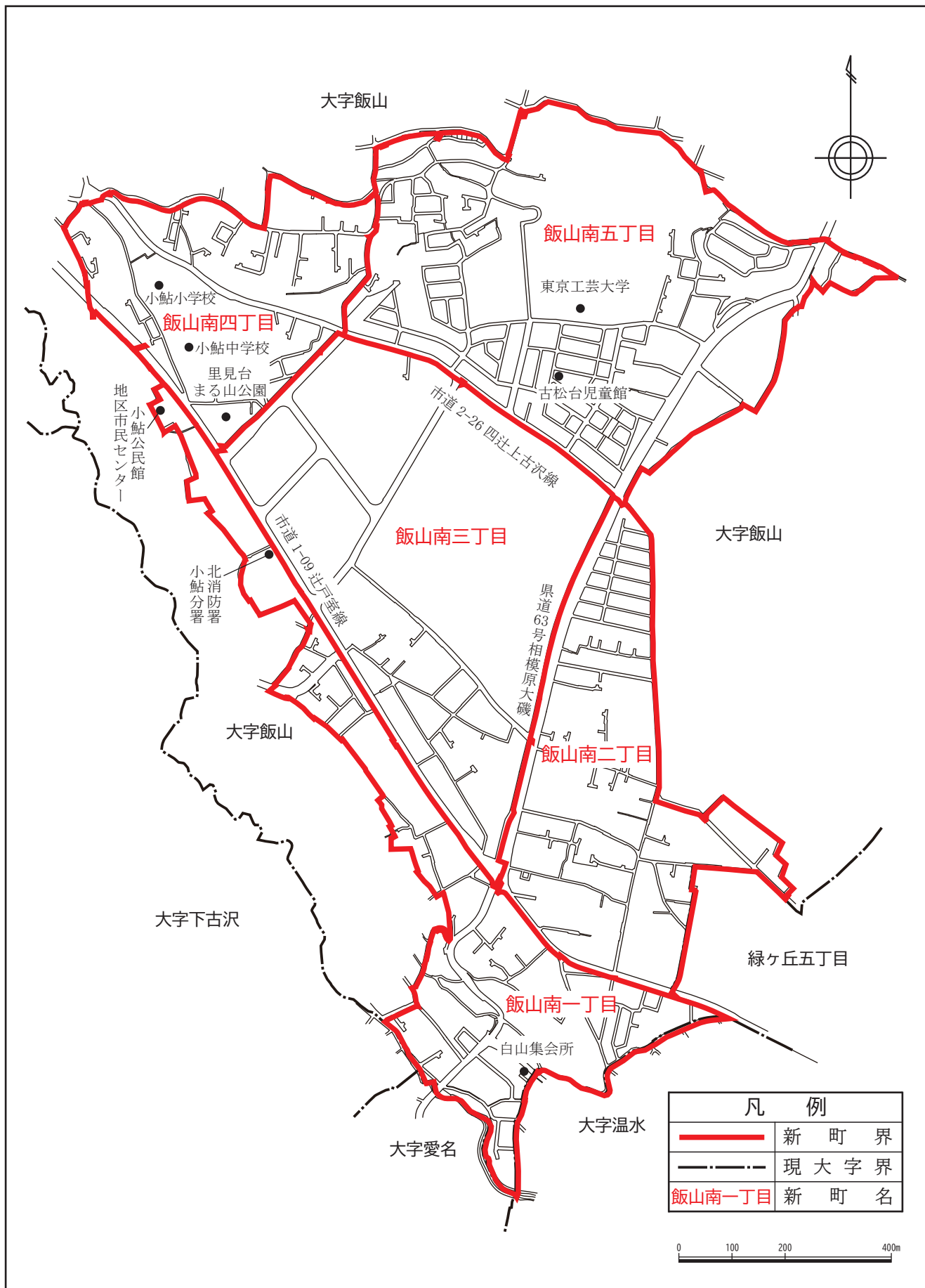
今回お届けしたものの

<input type="checkbox"/> 住居番号設定通知書 (1世帯・事業所につき10通)	あなたの新しい住所が記載された通知書です。各種住所変更 手続の際に、証明書として使用できます。 お届けした枚数で不足する場合は「住居表示実施証明(街区 符号・住居番号設定証明書)」(10月11日以降、市役所本庁舎 1階の市民課窓口にて無料で交付)を御利用ください。
<input type="checkbox"/> 住居番号表示板 (1戸につき1枚) <input type="checkbox"/> 取付用ボンド	新しい住所の表示板です。住居表示の効果を高めるため、29 ページを御参照のうえ、門や玄関など見やすい場所に取り付 けてください。 ※集合住宅等の場合は、所有者様又は管理者様へお渡しします。
<input type="checkbox"/> 新しい住居表示の お知らせ(手続のしおり)	住居表示の概要や手続等を説明したこの冊子です。
<input type="checkbox"/> 住居表示新旧対照案内図	今回の住居表示実施区域を表した案内図です。 町区域、街区符号、住居番号、旧住所等を記載しています。
<input type="checkbox"/> 住居表示のお知らせ用 はがき (1世帯・事業所につき50枚)	住居表示の実施による住所変更を、親戚、知人、友人等にお 知らせいただくため、無料で送付できるはがきです。利用方 法は6ページを御参照ください。
<input type="checkbox"/> 登記申請書	不動産登記(土地・建物)の名義人住所を変更するための申 請用紙です。記載方法等は24~28ページを御参照ください。 ※不動産の名義人でない場合は、この用紙は使用しません。

会社・法人には以下のものも同封しています

<input type="checkbox"/> 会社・法人などの変更登 記の手引き	会社・法人が各種変更登記をする際の手続等を説明した冊子 です。
<input type="checkbox"/> 変更登記申請書 (会社・法人用)	会社・法人が各種変更登記をするための申請用紙です。記載 方法等は「会社・法人などの変更登記の手引き」を御参照く ださい。

住居表示実施区域と新しい町名



住居表示のしくみ

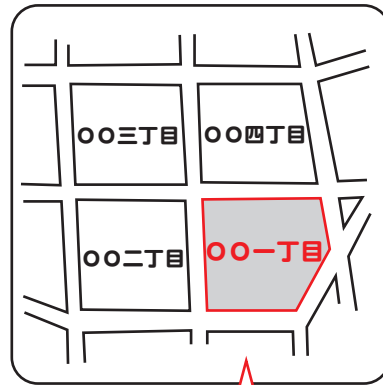
町名(○丁目)⇒ 街区符号 ⇒ 住居番号 の3段階で、
徐々に範囲を絞って目的地にたどりつくのが住居表示のしくみです。

① 町名 (○丁目)

地区をわかりやすい境界で分けて町を設定し、町名(丁目)を付けます。

【表し方】

〇〇一丁目

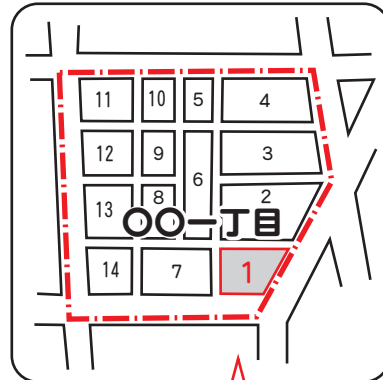


② 街区符号

町を道路等で平均的な大きさに分割して街区を設定し、起点から千鳥蛇行式に街区符号(番)を付けます。

【表し方】

〇〇一丁目 1番

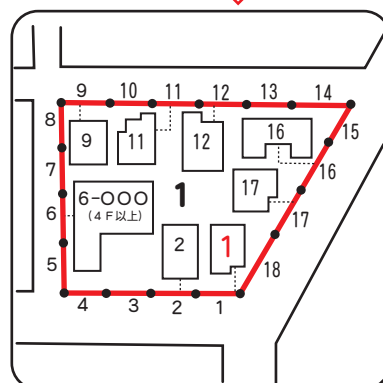


③ 住居番号

街区のまわりに基礎番号を振り、出入口に合わせて建物ごとに住居番号(号)を決めます。

【表し方】

〇〇一丁目 1番 1号



新しい住所等の表し方

住所や居所などの表し方を「**字名 番地**」から「**町名 街区符号 住居番号**」に改めます。

本籍の表示及び土地や建物の表示は、町名のみが変わりますが、番地や家屋番号は従来のままです。

⇒ 住居表示実施後は「住所」と、「本籍」や「不動産」の表示が異なるものとなります。

① 住居表示（住所）

今まで 厚木市 飯山 3526番地2
字名 番地



住居表示実施後 厚木市 飯山南一丁目 46番 5号
新町名 街区符号 住居番号

住居番号に
部屋番号を
含みます

中高層住宅
(4階建以上)
の場合 厚木市 飯山南一丁目 46番 5-101号
新町名 街区符号 住居番号

② 本籍の表示

今まで 厚木市 飯山 3526番地2
字名 番地



住居表示実施後 厚木市 飯山南一丁目 3526番地2
新町名 番地（変更なし）

③ 不動産の表示（土地）

今まで 厚木市 飯山字上簗谷 3526番2
字名 地番



住居表示実施後 厚木市 飯山南一丁目 3526番2
新町名 地番（変更なし）

④ 不動産の表示（建物）

今まで 厚木市 飯山字上簗谷 3526番地2
字名 番地



住居表示実施後 厚木市 飯山南一丁目 3526番地2
新町名 番地（変更なし）

新しい郵便番号

住居表示実施以降、飯山南一丁目～飯山南五丁目の郵便番号は次の番号になります。

2 4 3 0 2 1 8

住居表示のお知らせ用はがき(無料)について

同封の「住居表示のお知らせ用はがき」は、お知り合いの方に新しい住所をお知らせいただくために無料で差し出せるはがきです。(日本郵便株式会社厚木北郵便局より提供)

はがきの表面に新住所をお知らせする相手の宛先を、裏面に御自分のお名前と新住所を御記入のうえ、まとめて返信用の封筒(茶色)に入れてポストに投函してください。郵送料はかかりませんので、切手を貼る必要はありません。

・不足する場合

1世帯・事業所当たり50枚を配付しておりますが、不足する場合は、厚木市まちづくり指導課にお申し出ください。個別に相談に応じます。

・差出方法

差出の際は、1枚ずつバラバラに投函せず、必ずまとめて返信用封筒に封入し、ポストに投函してください。

なお、このはがきは、住居表示実施日前でも差し出すことができます。

お問い合わせ先

○ 配付及び追加交付について

厚木市役所 まちづくり計画部 まちづくり指導課

TEL 046-225-2420

○ 御利用方法について

日本郵便株式会社 厚木北郵便局 集配営業部

TEL 0570-943-403

FAX 046-241-3769

実施後の手続 … 市役所が書き換えるもの

次に挙げる公簿類は、市役所で新住所への書き換えを行うので、みなさまによる**手続の必要はありません**。

担当課	公簿名	説明
市民課	住民基本台帳(住民票) 戸籍・戸籍の附票 印鑑登録票	市役所が新しい住所及び本籍に書き換えます。 本籍が変更となる方へは、実施後、本籍表示変更通知書を送付します。 ・本籍が厚木市外の方の戸籍の附票の住所欄については、厚木市から本籍地の市区町村へ住所変更の通知をしますので、手続は不要です。 ・住所が厚木市外の方の住民票の本籍欄については、厚木市から住所地の市区町村へ本籍変更の通知をしますので、手続は不要です。
選挙管理委員会	選挙人名簿	厚木市の選挙人名簿に登録済みの場合は、選挙管理委員会が新しい住所に書き換えます。新規に登録する場合は、選挙管理委員会が新しい住所で選挙人名簿に登録します。
子育て給付課	子ども医療証 ひとり親医療証	新しい住所に書き換えた医療証をすみやかに送付します。
	児童手当関係	市役所が新しい住所に書き換えます。
	児童扶養手当	新しい住所に書き換えた証書を更新時に送付します。
こども育成・保育課	支給認定証	新しい住所に書き換えた支給認定証をすみやかに送付します。
学務課	学齢簿	市立小・中学校の学齢簿は、教育委員会が新しい住所に書き換えます。保護者の方が、市立小・中学校に連絡をする必要はありません。
	就学通知書	来年度に新たに小学校又は中学校に入学される児童・生徒の保護者の方には、教育委員会が新しい住所に書き換えた通知書を12月下旬までに送付します。
学校給食課	学校給食費管理システム	学校給食費管理システムに登録済みの住所は、新しい住所に書き換えます。

手続が不要なもの



実施後の手続 … 市役所が書き換えるもの

担当課	公簿名	説明
介護福祉課	厚木市認知症高齢者等徘徊SOSネットワークシステム登録簿 厚木市在宅ねたきり老人登録台帳 厚木市在宅認知症登録老人台帳 厚木市在宅ひとり暮らし老人登録台帳 ねたきり等高齢者等家族慰労金交付台帳 緊急通報システム利用登録台帳	市役所が新しい住所に書き換えます。
福祉総務課	避難行動要支援者名簿	市役所が新しい住所に書き換えます。
情報政策課	公共施設予約システム登録情報	市役所が新しい住所に書き換えます。
生活環境課	犬の登録簿 し尿処理手数料賦課台帳等	所在地欄、設置場所欄等を、市役所が新しい住所に書き換えます。
下水道総務課	厚木市私設下水道責任技術者登録台帳 厚木市指定下水道工事店登録台帳	市役所が台帳の住所欄を書き換えます。 責任技術者証、指定下水道工事店証については、次回更新時まで有効とします。
契約検査課	小規模工事(修繕)受注希望者登録	小規模工事(修繕)受注希望者登録名簿について市役所が新しい住所に書き換えます。

実施後の手続 … 国・関係機関が書き換えるもの

次に挙げる公簿類は、国や関係機関で新住所への書き換えを行うので、みなさまによる**手続の必要はありません**。

機関・公簿名	説明
[横浜地方法務局厚木支局] 土地登記簿 建物登記簿	法務局(登記所)が表題部の所在欄(不動産の表示)を書き換えます。 ※ただし、所有者住所欄などは、本人の申請による変更が必要となります。詳しくは24~28ページを御参照ください。
[日本年金機構厚木年金事務所] 国民年金加入者 厚生年金加入者 国民年金受給者 厚生年金受給者	日本年金機構が新しい住所に書き換えます。 ※ただし、日本年金機構においてマイナンバーが未登録になっている方や、現在、日本年金機構に届出している住所と住民票の住所地が一致していない方は、変更手続が必要です。詳しくは13ページを御参照ください。
[公共料金等] 東京電力※ 厚木ガス※ 神奈川県営水道(上下水道料金) NTT東日本 厚木伊勢原ケーブルネットワーク NHK	各関係機関が新しい住所に書き換えます。 ※電力・ガスの自由化により、左記以外の会社と電気やガスを御契約されている方は、住所変更手続が必要な場合がありますので、契約先へお問い合わせください。

その他、**手続の必要がないもの**

上記のほか、次に挙げる証書や免許証等については、住所変更の手続は必要ありません。

- ・電気主任技術者の免状
- ・危険物取扱者の免状
- ・特殊無線技士の免許証
- ・軍人恩給受給者
- ・医師、薬剤師の免許証
- ・助産師の免許証
- ・看護師の免許証
- ・調理師免許証

など

・旅券(パスポート)について

最後のページに住所を記入されている方は、御自身で二重線を引き、余白部分に新住所を御記入ください。(修正ペン等は使用しないでください。)



実施後の手続…みなさまに手続していただく主なもの

次に挙げることは、みなさまによる手続が必要となる主なものです。

お手数料をおかけしますが、御自身に該当するものを御確認のうえ、必要な時期に手続していただきますようお願いいたします。

なお、手続ができるのは、住居表示実施日（10月11日）以降となります。事前の手続はできませんので御注意ください。

不動産（土地・建物）登記		手続は 実施日(10月11日)以降 にお願ひします
こんなことは (事柄)	どこへ (手続先)	手続方法 (必要書類等)
<input type="checkbox"/> 不動産(土地・建物)所有者の住所変更登記 <input type="checkbox"/> 抵当権・地上権・賃借権・仮登記等の権利者の住所変更登記	不動産の所在地を管轄する法務局 厚木市内の不動産の場合… 横浜地方法務局厚木支局 厚木市寿町3-5-1 TEL046-224-3163 ※登記の御相談は、事前に予約が必要となります	[必要書類等] ①通知書又は証明書 ※住民票や戸籍謄本も必要になる場合があります。 ②印鑑(認印可) ③登記申請書 ④委任状(委任する場合) [手続期限] 期限はありませんので、売買・抵当権設定・抵当権抹消などの事由が生じた時に合わせて手続されても構いません。

登記手続については、24～28ページの詳しい説明を御参照ください。

※「通知書」とは、配付した資料に同封の「住居番号設定通知書」のことです。

※「証明書」とは、実施日以降市役所市民課窓口にて無料で発行する「住居表示実施証明(街区符号・住居番号設定証明書)」のことです。

実施後の手続…みなさまに手続していただく主なもの

自動車運転免許証

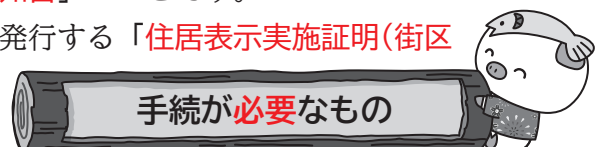
手続は **実施日(10月11日)以降** お願いします

こんなことは (事柄)	どこへ (手続先)	手続方法 (必要書類等)
<input type="checkbox"/> 自動車運転免許証の住所変更・本籍変更	<p>厚木警察署交通課免許窓口 厚木市水引1-11-10 Tel046-223-0110 内線411~413</p> <p>神奈川県内の警察署運転免許窓口（横浜水上警察署を除く）</p> <p>[受付時間] 月曜日～金曜日 (休日・年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00</p> <p>運転免許センター 2階 記載事項変更窓口 横浜市旭区中尾1-1-1 Tel045-365-3111(代表)</p> <p>[受付時間] 月曜日～金曜日 (休日・年末年始を除く) 8:30～11:00 13:00～16:00</p>	<p>住所変更の場合</p> <p>①自動車運転免許証 ②通知書又は証明書 ③運転免許証記載事項変更届 ※警察署・運転免許センターの窓口の受付端末機で印刷します。</p> <p>本籍変更の場合</p> <p>①自動車運転免許証 ②本籍表示変更通知書 又は本籍表示変更証明書 ③運転免許証記載事項変更届 ※警察署・運転免許センターの窓口の受付端末機で印刷します。</p>

運転免許証の住所・本籍変更手続については、22～23ページの詳しい説明を御参照ください。

※「**通知書**」とは、配付した資料に同封の「**住居番号設定通知書**」のことです。

※「**証明書**」とは、実施日以降市役所市民課窓口にて無料で発行する「**住居表示実施証明(街区符号・住居番号設定証明書)**」のことです。



実施後の手続…みなさまに手続していただく主なもの

自動車検査証等

手続は **実施日(10月11日)以降** にお願ひします

こんなことは (事柄)	どこへ (手続先)	手続方法 (必要書類等)
<input type="checkbox"/> 軽三輪・軽四輪自動車(660cc以下)の所有者の住所変更	軽自動車検査協会 神奈川事務所相模支所 愛川町中津4071-5 TEL050-3816-3120 [受付時間] 月曜日～金曜日 (休日・年末年始を除く) 8:45～11:45 13:00～16:00	[必要書類等] ①申請書(★) ②通知書又は証明書 ③車検証 ※すみやかに手続してください。
<input type="checkbox"/> 自動車(軽自動車以外)、二輪の小型自動車(250cc超)の所有者の住所変更	神奈川運輸支局 相模自動車検査登録事務所 愛川町中津7181 TEL050-5540-2037 (オペレータ対応 037) [受付時間] 月曜日～金曜日 (休日・年末年始を除く) 8:45～11:45 13:00～16:00	[必要書類等] ①申請書(★) ②通知書又は証明書 ③車検証 ④代理人申請の場合委任状(自動車のみ) ⑤手数料納付書(★)(氏名等を記入するもので、手数料はかかりません) ※すみやかに手続してください。
<input type="checkbox"/> 軽二輪車(125cc超250cc以下)の所有者の住所変更		[必要書類等] ①申請書(★) ②通知書又は証明書 ③軽自動車届出済証 ④手数料納付書(★)(氏名等を記入するもので、手数料はかかりません) ※すみやかに手続してください。
<input type="checkbox"/> 原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車等の所有者の住所変更	市役所市民税課 [本庁舎2階] TEL046-225-2012	[必要書類等] ①軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書(★) ②届出者の本人確認書類 ③標識交付証明書

- ・所有者と使用者が異なる場合は、届出先へ御確認ください。
- ・(★)の書類は、各届出先にあります。

※「通知書」とは、配付した資料に同封の「**住居番号設定通知書**」のことです。

※「証明書」とは、実施日以降市役所市民税窓口にて無料で発行する「**住居表示実施証明(街区符号・住居番号設定証明書)**」のことです。

実施後の手続…みなさまに手続していただく主なもの

年金関係

手続は **実施日(10月11日)以降** お願いします

こんなことは (事柄)	どこへ (手続先)	手続方法 (必要書類等)
<input type="checkbox"/> 厚生年金に加入している事業所の所在地変更	日本年金機構 厚木年金事務所 厚木市栄町1-10-3 Tel046-223-7171(代表)	所在地変更の届出が必要です。 詳しくは左記手続先へお問い合わせください。
<input type="checkbox"/> 国民年金に加入している方 厚生年金に加入している方 国民年金を受給している方 厚生年金を受給している方 の住所変更	日本年金機構 厚木年金事務所 厚木市栄町1-10-3 Tel046-223-7171(代表)	日本年金機構が新しい住所に書き換えますので手続不要です。 ただし、日本年金機構において、マイナンバーが未登録になっている方や、現在日本年金機構に届出している住所と住民票の住所地とが一致していない方は、すみやかに変更手続をしてください。 詳しくは左記の日本年金機構又は「ねんきんダイヤル」(Tel0570-05-1165)に御確認ください。 [必要書類等] ①マイナンバーもしくは基礎年金番号が確認できるもの ②本人確認ができる書類(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(写真付きのもの)、マイナンバーカードなど) ※代理人の場合、委任状と代理人の本人確認ができる書類が必要です。
<input type="checkbox"/> 共済年金を受給している方の住所変更	各共済組合	各共済組合に確認のうえ、すみやかに手続してください。



実施後の手続…みなさまに手続していただく主なもの

健康保険等

手続は **実施日(10月11日)以降** お願いします

こんなことは (事柄)	どこへ (手続先)	手続方法 (必要書類等)
<input type="checkbox"/> 健康保険証(社会保険事務所や健康保険組合で管理しているもの)の住所変更	勤務先又は勤務先が所属している健康保険組合	勤務先の担当者に確認してください。
<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)の住所変更 <input type="checkbox"/> (国民健康保険) 限度額適用認定証の住所変更 <input type="checkbox"/> (国民健康保険) 減額認定証の住所変更 <input type="checkbox"/> (国民健康保険) 特定疾病療養受療証の住所変更	市役所国保年金課 [本庁舎1階] Tel046-225-2120	記号番号に変更はありませんので、変更前の証を医療機関に提示できます。変更後の住所の記載が必要な方は届出をしてください。 [必要書類等] ①該当する各保険者証、認定証、受療証 ②本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険被保険者証の住所変更 <input type="checkbox"/> (後期高齢者医療保険) 限度額適用認定証の住所変更 <input type="checkbox"/> (後期高齢者医療保険) 減額認定証の住所変更 <input type="checkbox"/> (後期高齢者医療保険) 特定疾病療養受療証の住所変更	市役所国保年金課 [本庁舎2階] Tel046-225-2223	被保険者番号に変更はありませんので、変更前の証を医療機関に提示できます。変更後の住所の記載が必要な方は届出をしてください。 [必要書類等] ①該当する各保険者証、認定証、受療証 ②本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証の住所変更 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証の住所変更 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証の住所変更	市役所介護福祉課 [本庁舎2階] Tel046-225-2393	保険者証等の番号に変更はありませんので、基本的に変更前の証で介護サービスを御利用いただけます。変更後の住所の記載が必要な方は届出をしてください。 [必要書類等] ①該当する各証

実施後の手続…みなさまに手続していただく主なもの

医療証等

手続は **実施日(10月11日)以降** お願いします


こんなことは (事柄)	どこへ (手続先)	手続方法 (必要書類等)
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の住所変更 <input type="checkbox"/> 療育手帳の住所変更 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の住所変更	市役所障がい福祉課 [第2庁舎1階] TEL046-225-2221	期限はありませんので、必要時に手続をしてください。 [必要書類等] ①該当する各手帳
<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証の住所変更 <input type="checkbox"/> 障害児通所受給者証の住所変更 <input type="checkbox"/> 自立支援医療(育成医療、更生医療、精神通院医療)受給者証の住所変更	市役所障がい福祉課 [第2庁舎1階] TEL046-225-2225	受給者番号に変更はありませんので、基本的に変更前の証を御利用いただけます。 変更後の住所の記載が必要な方は届出をしてください。 [必要書類等] ①該当する受給者証
<input type="checkbox"/> 心身障害者医療証の住所変更	市役所障がい福祉課 [第2庁舎1階] TEL046-225-2154	受給者番号に変更はありませんので、基本的に変更前の証を御利用いただけます。 変更後の住所の記載が必要な方は届出をしてください。 [必要書類等] ①心身障害者医療証 ②健康保険証



実施後の手続…みなさまに手続していただく主なもの

マイナンバーカード

手続は **実施日(10月11日)以降** お願いします

こんなことは (事柄)	どこへ (手続先)	手続方法 (必要書類等)
<input type="checkbox"/> マイナンバーカードの住所変更 	市役所市民課 [本庁舎1階] TEL046-225-2039	<p>カードに新しい住所を記載するまでは、本人確認書類として使用できない場合があります。</p> <p>また、カードに搭載された署名用電子証明書の住所情報の更新を行わない場合、e-Tax等で申請が受理されない場合がありますので、必要に応じて手続してください。</p> <p>[必要書類等]</p> <p>①マイナンバーカード ※1 ②マイナンバーカードに設定した住民基本台帳用の暗証番号(数字4桁) ※2</p> <p>※1 本人又は同一世帯の方のみ手続が可能です。 ※2 マイナンバーカードに設定した暗証番号(数字4桁)が分からない場合はマイナンバーカード以外の本人確認書類が必要になります。なお、同一世帯の方の暗証番号が不明な場合は、当日の手続はできません。</p> <p>詳しい手続方法や注意点は、厚木市のホームページを御覧いただくか、お問い合わせください。</p>

10月11日以降にマイナンバーカードの交付を申請すると、住居表示実施後の住所でカードが作成されます。

実施後の手続…みなさまに手続していただく主なもの

住基カード・在留カード

手続は **実施日(10月11日)以降** お願いします

こんなことは (事柄)	どこへ (手続先)	手続方法 (必要書類等)
<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書(旧外国人登録証明書を含む)の住所変更	市役所市民課 [本庁舎1階] TEL046-225-2110	カードに新しい住所を記載するまでは、本人確認書類として使用できない場合があります。必要に応じて手続してください。 【必要書類等】 ①在留カード又は特別永住者証明書(旧外国人登録証明書を含む)
<input type="checkbox"/> 写真付き住民基本台帳カードの住所変更		カードに新しい住所を記載するまでは、本人確認書類として使用できない場合があります。必要に応じて手続してください。 【必要書類等】 ①住民基本台帳カード ※1 ②住民基本台帳カードに設定した暗証番号(数字4桁) ※2 ※1 本人又は同一世帯の方のみ手続が可能です。 ※2 住民基本台帳カードに設定した暗証番号(数字4桁)が分からない場合は、住民基本台帳カード以外の本人確認書類が必要になります。なお、同一世帯の方の暗証番号が不明な場合は、当日の手続はできません。



実施後の手続…みなさまに手続していただく主なもの

その他

手続は **実施日(10月11日)以降** お願いします

こんなことは (事柄)	手続方法 (必要書類等)
<input type="checkbox"/> 各種免許・許可証の住所変更	所管する機関へ御確認ください。
<input type="checkbox"/> 携帯電話等契約者の住所変更	契約先へ御確認ください。
<input type="checkbox"/> 金融機関・保険会社・その他各種企業等と取引や契約がある方の住所変更	取引先・契約先へ御確認ください。
<input type="checkbox"/> 会社等にお勤めの方の住所変更	勤務先へ御確認ください。 ※勤務先へ住所変更の手続を行っていただくことで、社会保険の住所も変更されます。
<input type="checkbox"/> 幼稚園、厚木市立以外の保育園に通っている方の住所変更	通園先へ御確認ください。
<input type="checkbox"/> 厚木市立以外の小・中学校に通っている方の住所変更	通学先へ御確認ください。
<input type="checkbox"/> 高校、各種専門学校等に通っている方の住所変更	通学先へ御確認ください。
<input type="checkbox"/> 企業年金基金に届けている住所の変更	加入先へ御確認ください。

実施後の手続…みなさまに手続していただく主なもの

会社・各種法人の変更登記

実施日(10月11日)以降に手続をしてください。

こんなことは (事柄)	どこへ (届出先)	手続方法 (必要書類等)
<input type="checkbox"/> 会社・各種法人の本店・支店の所在地の変更登記	本店の所在地を管轄する法務局	必要書類 ①通知書又は証明書 ②登記申請書 登記期間 実施後2週間以内
<input type="checkbox"/> 会社・各種法人の代表者の住所変更登記	支店の所在地を管轄する法務局	必要書類 ①上記の登記を完了した履歴事項証明書 ②登記申請書 登記期間 実施後3週間以内

詳しい手続方法は、別冊の「会社・法人などの変更登記の手引き」(会社・法人に配付)を御参照ください。

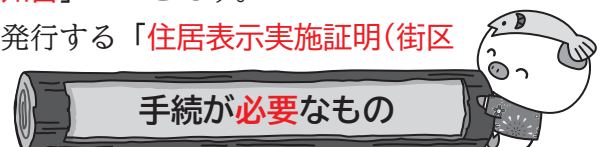
なお、法律の改正により、上記の「支店の所在地を管轄する法務局」での登記は不要となる予定ですが、すでに登記されているものの取扱いについては未定ですので、管轄法務局へお問い合わせください。

法人番号については、上記の変更登記を行うと、法務省から国税庁へ情報が自動的に連絡されるため、特段の手続は必要ありません。ただし、税務署への「異動届出書」の提出が必要です。

詳しくは、「国税庁 異動届出書 法人」で検索していただくか、厚木税務署(Tel 046-221-3261(代))までお問い合わせください。

※「通知書」とは、配付した資料に同封の「住居番号設定通知書」のことです。

※「証明書」とは、実施日以降市役所市民課窓口にて無料で発行する「住居表示実施証明(街区符号・住居番号設定証明書)」のことです。



実施後の手続…みなさまに手続していただく主なもの

事業関係		実施日(10月11日)以降に手続をしてください。
こんなことは (事柄)	どこへ (届出先)	手続方法 (必要書類等)
<input type="checkbox"/> かながわ電子入札共同システムにおける競争入札参加資格申請(変更申請)	かながわ電子入札共同システム	すみやかに手続をしてください。 提出書類：送付先別提出書類一覧表 (メール・FAXによる提出可) ※神奈川県や他市町村等に提出する書類については、直接お問い合わせください。
<input type="checkbox"/> 下水道排水設備工事責任技術者住所変更	神奈川県下水道協会 川崎市川崎区宮本町1 TEL044-200-2874	すみやかに手続をしてください。 提出書類 ①変更届 ②通知書又は証明書
<input type="checkbox"/> 指定給水装置工事事業者の登録(個人・法人)の住所変更	神奈川県厚木水道営業所 (厚木合同庁舎) 厚木市水引2-3-1 TEL046-224-1111	直接お問い合わせください。
<input type="checkbox"/> 環境衛生営業(理容所・美容所・クリーニング所等)及び医薬品・医療機器販売業等の住所変更	神奈川県厚木保健福祉事務所 環境衛生課 (厚木合同庁舎) 厚木市水引2-3-1 TEL046-224-1111	直接お問い合わせください。
<input type="checkbox"/> 食品衛生法に基づく営業許可及び営業届出の営業者等の住所変更及び営業所所在地の変更	神奈川県厚木保健福祉事務所 食品衛生課 (厚木合同庁舎) 厚木市水引2-3-1 TEL046-224-1111	直接お問い合わせください。
<input type="checkbox"/> 病院・診療所・助産所・歯科技工所・施術所の住所変更	神奈川県厚木保健福祉事務所 企画調整課 (厚木合同庁舎) 厚木市水引2-3-1 TEL046-224-1111	【個人開設の方】 実施日(10月11日)から事後10日以内に、窓口もしくは郵送にて届出ください。 必要書類：①通知書又は証明書の写し ②変更届出書※ ※様式：下記よりダウンロードできます https://www.pref.kanagawa.jp/docs/iy8/iryu/p10054.html 【その他の方】 直接お問い合わせください。

※「通知書」とは、配付した資料に同封の「住居番号設定通知書」のことです。

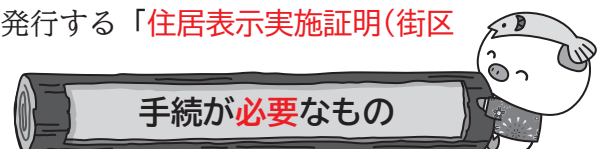
※「証明書」とは、実施日以降市役所市民課窓口にて無料で発行する「住居表示実施証明(街区符号・住居番号設定証明書)」のことです。

実施後の手続…みなさまに手続していただく主なもの

事業関係		実施日(10月11日)以降に手続をしてください。
こんなことは (事柄)	どこへ (届出先)	手続方法 (必要書類など)
<input type="checkbox"/> 風俗営業・警備業・質屋営業・古物営業・深夜酒類提供飲食店営業・探偵業などの許可証や銃砲刀剣類所持許可証の住所変更	厚木警察署 厚木市水引1-11-10 TEL046-223-0110	直接お問い合わせください。
<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理業者許可証、自動車リサイクル法に基づく登録等通知書・許可証の所在地表示の変更	許可証発行の都道府県・市 ※神奈川県県央地域 県政総合センター 環境部 環境調整課 (厚木合同庁舎) 厚木市水引2-3-1 TEL046-224-1111(代) 廃棄物担当: 内線2211、2212、2213	10日以内に手続してください(郵送可) 【必要書類】 ①変更届 ②通知書又は証明書 ③許可証の写し ※環境調整課にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/> 狩猟免許・狩猟者登録証等の住所変更	神奈川県県央地域 県政総合センター 環境部 環境調整課 (厚木合同庁舎) 厚木市水引2-3-1 TEL046-224-1111(代) 自然保護担当:内線2234	2週間以内に手続してください。 【必要書類】 ①住所等変更届 ②狩猟免許等 ③通知書又は証明書
<input type="checkbox"/> 建設業許可業者の営業所所在地の変更	神奈川県県土整備局 事業管理部建設業課 横浜駐在事務所 建設業審査担当 横浜市神奈川区 鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター4階 TEL045-313-0722	30日以内に手続してください(郵送可) 【必要書類】 ①変更届出書(様式第二十二号の二) ②法人は、変更後の登記事項証明書 ※正本・副本1部ずつ(副本はコピー) ③個人事業主は、通知書又は証明書(コピー) ※届出書類等の提出方法は、お電話でお問い合わせいただくか、建設業課ホームページを御覧ください。

※「通知書」とは、配付した資料に同封の「住居番号設定通知書」のことです。

※「証明書」とは、実施日以降市役所市民課窓口にて無料で発行する「住居表示実施証明(街区符号・住居番号設定証明書)」のことです。



運転免許証の住所・本籍変更について

運転免許証をお持ちの方で、今回の住居表示実施区域内に「住所」又は「本籍」がある方は、運転免許証の記載事項について変更手续をする必要があります。

以下に示す3つの項目のいずれかに該当する方は、[必要な添付書類]を御持参のうえ、神奈川県内の警察署又は運転免許センターで、**住居表示実施日(10月11日)以降**に手続を行ってください。**事前の手続はできません**ので御注意ください。

※運転免許証記載事項変更届は、警察署・運転免許センターの窓口の受付端末機で印刷します。不明な点は、免許窓口でお問合せください。

① 運転免許証をお持ちで**住所と本籍**が今回の住居表示実施区域内にある方

住所と本籍が変更となります。

[必要な添付書類]

- ・ 住居番号設定通知書又は住居表示実施証明
- ・ 本籍表示変更通知書又は本籍表示変更証明書

※本籍表示変更通知書は、実施日後に市民課から発送します。お手元に届くまで、数日お待ちください。

② 運転免許証をお持ちで**住所**が今回の住居表示実施区域内にある方（本籍は区域外）

住所のみが変更となります。

[必要な添付書類]

- ・ 住居番号設定通知書又は住居表示実施証明

③ 運転免許証をお持ちで**本籍**が今回の住居表示実施区域内にある方（住所は区域外）

本籍のみが変更となります。

[必要な添付書類]

- ・ 本籍表示変更通知書又は本籍表示変更証明書

※本籍表示変更通知書は、実施日後に市民課から発送します。お手元に届くまで、数日お待ちください。

注意

住居表示実施前に住所と本籍が同じだった方も、住居表示実施後は住所と本籍が異なる表示となります（5ページ参照）。

厚木警察署 交通課免許窓口

厚木市水引1-11-10

電話 046-223-0110（内線411～413）

運転免許センター

横浜市旭区中尾1-1-1

電話 045-365-3111（代表）

運転免許証記載事項変更届の記載例

運転免許証記載事項変更届

令和4年 ○月 ○日
神奈川県公安委員会殿

太線の枠内を記入してください。

折り曲げないでください

届出年月日	00年00月00日		
フリガナ	アツギ ハナコ		
氏名	厚木 花子	男・女	電話
本国籍等	厚木市 飯山 ○○○○番地○		
代理人氏名		電話	
代理人住所			

昼間の連絡先（携帯可）

000(0000)0000

必須

変更事項のみ記入してください。

フリガナ	
新氏名	
新本籍(国籍等)	厚木市 飯山南○丁目 ○○○○番地○
新住所	厚木市 飯山南○丁目○番○号(又は○-○○○号)
その他(生年月日, 性別)	

代理人が届け出る場合のみ記入
代理人の本人確認書類(運転免許証・健康保険証等)が必要です

変更事項

氏名 本籍 住所 その他訂正

免許証の写し

氏名	厚木 花子	昭和○年○月○日生
住所	神奈川県厚木市飯山○○○-○	
交付	令和○年○月○日 12345	
	20XX年(令和XX年)○月○日まで有効	
番号	第 123456789030 号	
二小種	令和00年00月00日	運転免許証
他	令和00年00月00日	
二種	令和00年00月00日	

備考	

123456789030

警察署・運転免許センター
窓口の受付端末機で、この
枠内に免許証のコピーが印刷
されます。

受付

色 別

6. 金

7. 青

8. 緑

不動産登記申請手続について

- ・ 不動産の登記名義人となっている方のみ必要な手続です。
- ・ 手続の期限はありませんので、売買、抵当権設定、抵当権抹消などの事由が生じたときに合わせて手続をされても結構です。

【登記申請書の作成方法】

- ・ 登記申請書の用紙が足りない場合は、市役所まちづくり指導課等に用意してあります。用紙をコピーして御使用いただくか、パソコン等により作成いただいても結構です。（法務局ホームページにも書式や記載例があります。下記「インターネット御利用の場合の検索方法」を御覧ください。）
- ・ 申請書はA4の用紙を使用し、他の添付書類とともに左とじにて提出してください。
- ・ 申請書が複数枚になる場合は、各用紙のつづり目に必ず割印してください。（申請人が2人以上の場合、そのうち1人で可）
- ・ 文字は、黒色インク、黒色ボールペン等（摩擦等により見えなくなるものは不可）ではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- ・ 押印は、認印で結構ですが、スタンプ形式のものは使用できません。

----- インターネット御利用の場合の検索方法 -----

- 法務局ホームページ(<https://houmukyoku.moj.go.jp>) ※「法務局ホームページ」で検索
- ⇒ 右のメニューから[不動産登記申請手続]
- ⇒ その他の情報内、[上記以外の不動産登記の申請書様式について]
- ⇒ 11)登記名義人住所・氏名変更登記申請書（住居表示実施の場合）

【提出方法】

- ・ 提出先は、不動産を管轄する法務局です。厚木市内の不動産の場合は、横浜地方法務局厚木支局となります。
- ・ 郵送による申請も可能です。その際は、封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載のうえ、書留郵便にて送付してください。
- ・ 登記完了後、登記完了証が交付されますが、宛先を書いた封筒及び書留又は簡易書留分の返信用切手を提出すれば郵送での受け取りも可能です。

【添付書類（登記原因証明情報）】

- ・登記申請書は1枚作成し、登記原因証明情報（通知書又は証明書）を各申請人分添付してください。これにより、登録免許税が非課税となります。
- ・添付した登記原因証明情報（通知書又は証明書）に記載の氏名や変更前の住所が、登記上の所有者やその住所と異なる場合は、移転等を証明するもの（住民票等）も必要となります。詳しくは法務局（登記所）にお問い合わせください。

「通知書」とは、配付した資料に同封の**住居番号設定通知書**のことです。

「証明書」とは、実施日以降市役所市民課窓口にて無料で発行する**住居表示実施証明(街区符号・住居番号設定証明書)**のことです。

【不動産の表示の記載内容】

- ・「不動産の表示」は、登記事項証明書等を参照し、登記記録のとおり正確に記載してください。ただし、飯山地区住居表示実施区域内の不動産の場合は、町名は新町名で記載してください。
- ・不動産番号（下記参照）を記載した場合、土地の所在・地番・地目及び地積、建物の所在・家屋番号・種類・構造及び床面積の記載を省略することができます。不動産番号が不明な場合は、記載する必要はありません。

不動産番号は、登記事項証明書で表題部の右上に記載されている13桁の番号です。

【登記事項証明書の例】

神奈川県厚木市飯山字上旗谷3526-2				全部事項証明書				(土地)				
表 題 部			(土地の表示)		調製		平成○年○月○日		不動産番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
地図番号		余 白		筆界特定		余 白						
所 在			厚木市飯山字上旗谷					余 白				
① 地 番		② 地 目		③ 地 積		㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕				
3526番2		畑		742				3526番1から分筆 〔平成○年○月○日〕				

手続の詳細については法務局にお尋ねください。

手続案内は、事前に予約が必要です。

予約した指定の日時に法務局から電話をいたします。

横浜地方法務局 厚木支局

〒243-0003 厚木市寿町3丁目5番1号

TEL 046-224-3163
(ガイダンス2番)

記載例 ①土地建物を所有している場合

登記申請書の用紙が不足する場合は、配付された用紙をコピーして使用してください。また、御自身でパソコンなどで同様の書式にて申請書を作成して頂いても結構です。



捨印(申請人の印と同じもの)

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和4年10月11日 住居表示実施

変更後の住所を記載

変更後の事項 住所 厚木市 飯山南 一丁目 47番 1号

申請人 住所 厚木市 飯山南 一丁目 47番 1号

氏名 法務 太郎



新しい住所・氏名を記載し押印(認印可。ただしスタンプ形式は不可)

連絡先の電話番号 000-000-0000

連絡先を記載(携帯可)

添付書類 登記原因証明情報(非課税証明書) 1通

住居表示の通知書又は証明書を添付

提出日を記載

令和4年**月**日申請 横浜地方法務局 厚木支局 御中

登録免許税 登録免許税法第5条第4号

不動産の表示 土地 登記済権利証又は登記事項証明書(登記簿謄本)のとおり正確に御記入ください
※ただし実施区域内の不動産の場合は所在欄の町名には新町名を御記入ください

不動産番号	所在	地番	地目	地積 m ²
1234567890123	厚木市飯山南一丁目	3526番2	宅地	345.67

建物		所在	所在地番(従来地番)		
不動産番号	0987654321012	厚木市飯山南一丁目	3526番地	2	
家屋番号	3526番2	種類	居宅	構造	木造瓦葺2階建
床面積	1階 123.45 m ²	2階	98.76 m ²		

不動産番号(13桁)を記載した場合は、破線で囲われた部分(土地の所在、地番、地目及び地積、建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。

記載例 ②区分所有の場合

登記申請書の用紙が不足する場合は、配付された用紙をコピーして使用してください。また、御自身でパソコンなどで同様の書式にて申請書を作成して頂いても結構です。



捨印(申請人の印と同じもの)

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和4年10月11日 住居表示実施

変更後の住所を記載

変更後の事項 住所 厚木市 飯山南 一丁目 47番 1-201号 飯山マンション

申請人 住所 厚木市 飯山南 一丁目 47番 1-201号 飯山マンション

氏名 法務 太郎



新しい住所・氏名を記載し押印(認印可。ただしスタンプ形式は不可)

連絡先の電話番号 000-000-0000

連絡先を記載(携帯可)

添付書類 登記原因証明情報(非課税証明書)

通

住居表示の通知書又は証明書を添付

提出日を記載

令和4年**月**日申請 横浜地方法務局 厚木支局 御中

登録免許税 登録免許税法第5条第4号

不動産の表示 登記済権利証又は登記事項証明書(登記簿謄本)のとおりに正確に御記入ください ※ただし実施区域内の不動産の場合は所在欄の町名には新町名を御記入ください

不動産番号 0123456789012

一棟の建物の表示

所在	厚木市飯山南一丁目 3526番地2	所在地番 (従来地番)
建物の名称	飯山マンション	

専有部分の建物の表示

家屋番号	厚木市飯山南一丁目3526番 2-201	新町名	家屋番号(従来番号)	建物の名称	飯山マンション
種類	居宅	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建		
床面積	2階部分		120.00 m ²		

敷地権の表示(土地の符号 1)

所在及び地番	厚木市飯山南一丁目 3526番2	所在地番 (従来地番)	
地目	宅地	地積	1234.56 m ²
敷地権の種類	所有権	敷地権の割合	100分の1

不動産番号(13桁)を記載した場合は、破線で囲われた部分(土地の所在、地番、地目及び地積、建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。ただし、敷地権の種類及び敷地権の割合は省略できません。

記載例 ③共有の場合

登記申請書の用紙が不足する場合は、配付された用紙をコピーして使用してください。また、御自身でパソコンなどで同様の書式にて申請書を作成して頂いても結構です。

共同者の一部だけが住所変更となる場合、手続が必要なのは住所変更となった名義人だけです。地区外の名義人については申請の必要はありません



捨印(申請人の印と同じもの)

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和4年10月11日 住居表示実施

共有者それぞれの新住所を記載

変更後の事項
共有者法務太郎の
 住所 厚木市 飯山南 一丁目 47 番 1 号
及び 共有者法務花子の住所 厚木市飯山南一丁目47番2号

申請人 住所 厚木市 飯山南 一丁目 47 番 1 号

氏名 **法務 太郎** 連絡先の電話番号 000-000-0000
 住所 **厚木市飯山南一丁目47番2号**
 氏名 **法務 花子**
 連絡先の電話番号 000-000-0000

申請人全員の新住所・氏名・連絡先(携帯可)を記載し、押印(認印可。ただしスタンプ形式は不可)

添付書類 登記原因証明情報(非課税証明書) 2 通

提出日を記載

令和 4 年 ** 月 ** 日申請 横浜地方務局 厚木支局 御中

申請人それぞれの住居表示の通知書又は証明書を添付

登録免許税 登録免許税法第5条第4号

不動産の表示 登記済権利証又は登記事項証明書(登記簿謄本)のとおり正確に御記入ください
 土地 ※ただし実施区域内の不動産の場合は所在欄の町名には**新町名**を御記入ください

不動産番号	所 在	地 番	地 目	地 積 m ²
1234567890123	厚木市飯山南一丁目	3 5 2 6 番 2	宅 地	345.67

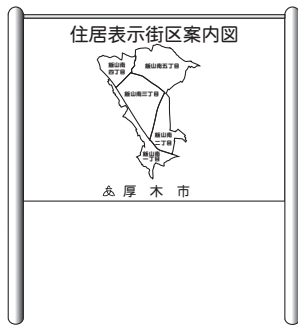
建 物		新町名	所在地番 (従来地番)
不動産番号	0987654321012	所在	厚木市飯山南一丁目 3 5 2 6 番地 2
家屋番号	3 5 2 6 番 2	種 類	居 宅
		構 造	木造瓦葺2階建
床面積	1階 123.45 m ²	2階	98.76 m ²

不動産番号(13桁)を記載した場合は、破線で囲われた部分(土地の所在、地番、地目及び地積、建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。

住居表示の効果を高めるために

住居表示の効果を高めるため、実施に伴い、次のような表示板等の整備を行います。

- ①「**街区案内板**」を公園や歩道などの見やすい場所に市が設置します。



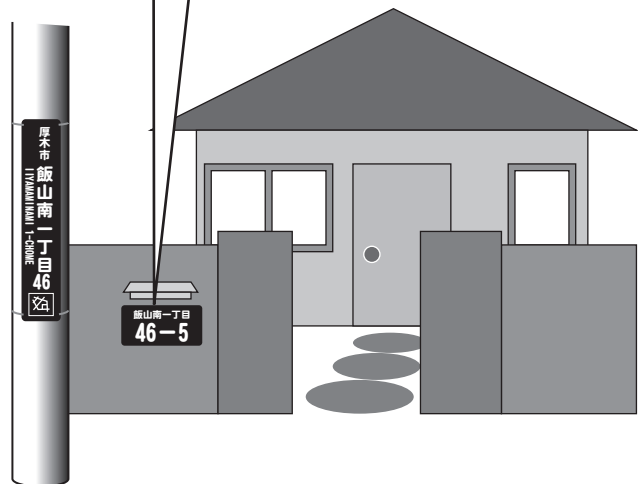
- ②「**住居番号表示板**」を配付しますので、見やすい位置への取り付けに御協力をお願いします。

※集合住宅等の場合は、所有者様又は管理者様にお渡しします。



- ③「**街区表示板**」を各街区の電柱やフェンスなど、見やすい位置に市が取り付けます。

※私有地に関わる箇所は、承諾を得てから取り付けます。



市で取り付ける「街区表示板」や、みなさまに配付した「住居番号表示板」などは、わかりやすいまちづくりを進めるために欠かせないものです。

実施日までに、御自身の家の入り口（門、玄関等）の通行人から見やすい場所に、住居番号表示板の取り付けをお願いいたします。

なお、表示板が壊れた場合等は、お手数ですが厚木市まちづくり指導課まで御連絡ください。

関係行政機関位置図



住居表示実施後も住みよいまちづくりのため
みなさまの御理解と御協力をお願いいたします。





厚木市マスコットキャラクター

あゆむ回^ちちゃん

✿ ふれあいの家庭づくり
✿ ふれあいの地域づくり
✿ ふれあいのまちづくり